

南方地区

地域農業マスタープラン

谷地上、谷地下、横道上、横道下、藤巻、御免、高谷野

農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	195.2ha	521.5ha	37.4%
今後	308.2ha	521.5ha	59.1%

令和5年3月

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ヶ崎町	5 谷地上	平成25年3月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状【令和4年度】		計画【令和8年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スタート資金の負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他()	
認農		才	3名	無	水稲 ぎゅうり 肉用牛 作業受託	9ha 0.12ha 4頭 2.5ha	水稲 ぎゅうり 肉用牛 作業受託	9ha 0.2ha 5頭 5ha	無	低コスト化	31					
認農		才	2名	有	水稲 ミニトマト・ナス アスパラ 大豆 作業受託	13ha 0.2ha 0.2ha 2.5ha 5ha	水稲 作業受託 大豆	20ha 6ha 2.5ha	有	高付加価値化 低コスト化	32	○			色選 乾燥機	
認農法		才	7名	有	水稲 野菜 飼料作物 その他	15.3ha 1.1ha 2.4ha 2ha	水稲 野菜 大豆 その他 飼料作物	15.5ha 1.5ha 0.3ha 0.3ha 2.4ha	有	複合化 低コスト化	27 27					
認農		才	3名	無	水稲	3ha	水稲 枝豆	4.65ha 0.17ha	無	低コスト化						
認農		才	2名	未定	肉用牛	70頭	肉用牛	100頭	無				○			

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / ~~担い手はいるが十分ではない~~ / 担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	
担い手の分散錯圖を解消する	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	活用できる地域でない。(農振地域外)
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 [令和2年度]		計画 [令和6年度]		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		当集落は45戸の個人の農家数からなり(集落営農法人と認定農業者3名)農業従事者が高齢化のため、今後、法人と認定農業者、受託可能農家に農地集積し、集落の営農体制を維持していく。 その為に、機械作業は経営体に集中させ個人農家の労力・経費の軽減を計って集落の営農体制を維持していく。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 [集 積]	○	

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ヶ崎町	6谷地下	平成26年3月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 〔令和4年度〕		計画 〔令和8年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スタート資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他()	
集			10名		水稻、野菜、飼料作物	20.0 ha	水稻、野菜、飼料作物	30.0 ha	有	低コスト化 法人化	H23 H28 R5		○			
認農			1名	有	水稻 野菜	8ha 5a ha	水稻 野菜	8ha 5a ha	有	複合化 低コスト			○			

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	担い手育成に取り組んでいく
担い手の分散錯圖を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に自由に記載]	○	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができま

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 【令和2年度】		計画 【令和6年度】		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		当集落は、水稻を中心に、転作作物としてアスパラガス、枝豆、大豆、そば、リンドウなどを作付を行っている地域である。現在は、集落営農組織が1組織あり、そのほかは家族経営体であるが、平成24年度までもう1組織集落営農組織があり、地域で共同で農地の耕作、維持・管理を行ってきた地域である。集落内の農地のほとんどは、農業振興地域外(第一種住居専用地域)にあることから、各種補助事業を活用できない地域となっている。しかし、近いうちに新たに住居がたくさん建つ計画もないことから、当面農地として活用、維持管理していく必要がある。したがって、今後は、中心となる経営体である集落営農組織を中心に農地を集積して営農していくほか、その他の担い手の育成に取り組んでいく。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 []		

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ヶ崎町	7 横道上	平成25年3月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 [令和4年度]		計画 [令和8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スタート資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他()	
認農		才	3名	有	水稻 野菜	4 ha	水稻 ネギ	4.0 ha	無			○				
認農		才	2名	無	水稻	4.6 ha	水稻	7.0 ha	無	スマート農業化	R5	○	○			
		才	名			ha		ha								

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する		農地中間管理機構を利用する
担い手の分散錯圖を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に自由に記載]	○	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 [令和2年度]		計画 [令和6年度]		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		
	才				ha	ha		
	才				ha	ha		
	才		ha		ha	ha		
	才		ha		ha	ha		

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		横道上地区は、4車線道路より北側が都市計画用途区域(第一種低層住居専用地域)、南側が農業振興地域になっているため、北側の農地は、補助対象外となる場所である。 また、全農家が兼業農家であるほか、高齢化しており、農地を集積しかつ規模拡大を図って農業経営のみで生活していこうという強い意思を持った農家がないのが現状である。 しかし、耕作放棄地を増やすことは、農業環境を悪くするとともに景観を悪くすることから、当面各農家が現状維持で、農地を守っていくこととなる。将来働くことができなくなる農家が出てきた場合には、比較的大規模にやっている農家を中心に受け手として検討し、出し手農家も地域の中心となる経営体に農地を集積していく考えを持っている。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 [集 積]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の 出し手となる農業者 (氏名)	年齢	現状 【令和4年度】		計画 【令和8年度】		利用しなくなる 農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無		
		経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模の合計 (ha、頭数等)			農地面積	貸付時期
	才	自己保全	1.1 ha	自己保全	1.1 ha	1.1 ha			
	才	米	1.0 ha	米	1.0 ha	1.0 ha	無		
	才	米	1.5 ha	米	1.2 ha	1.2 ha	有	1.2 ha	令和7年
	才	自己保全	0.5 ha	自己保全	0.5 ha	0.5 ha			
	才	米	0.4 ha	米	0.4 ha	0.2 ha	無		
	才	米	0.5 ha	米	0.5 ha	0.4 ha			
	才	米/自己保全	1.0 ha	自己保全	1.0 ha	1.0 ha	有	1.0 ha	令和6年
	才	米	0.3 ha	米	0.3 ha	0.3 ha			
	才	米	0.1 ha	自己保全	0.1 ha	0.1 ha	有	0.1 ha	令和6年
	才	自己保全	0.6 ha	自己保全	0.7 ha	0.7 ha			
	才	—	— ha	自己保全	0.1 ha	1.1 ha			

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ケ崎町	8 横道下	平成25年3月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 〔令和4年度〕		計画 〔令和9年度〕		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・低コスト化・法人化等の取組	活用が見込まれる施策				備考		
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)			取組年度	青年就農給付金(開始型)	スーパードローンの資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業		その他(農地工作条件改善事業)	
認農法		54	6 (11) 名	有	ひとめぼれ 金色の風 小麦 ミニトマト アスパラ アスパラ タマネギ	37ha 9.3ha 2ha 約7600本 約7670本 露地270本 露地2.6ha	ひとめぼれ 金色の風 小麦 ミニトマト アスパラ アスパラ タマネギ	40.0ha 10.0ha 10.0ha 約7800本 約7670本 露地1200本 露地4ha	有	新規就農 6次産業化 複合化 低コスト化	R5 ・7 R8 R5 R5	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	新規就農者研修期間5年の対応加工設備導入 麦用播種機 不耕作地の開発・圃場拡大 水路のコンクリート化 園芸用ハウス100坪2棟	
認農		54	名	有	ひとめぼれ	3.7ha	ひとめぼれ	4.0ha									
認農法(予定)		54	3 (3) 名	有			ひとめぼれ 小麦 タマネギ ピーマン	25.0ha 5.0ha 露地2ha 約7600本	有	新規就農 低コスト化 複合化 法人化	R9 R9 R9 R9	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	田植機・コンバイン・トラクター たまねぎ移植機 園芸用ハウス100坪2棟	

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者が、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけられます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている/担い手はいるが十分ではない/担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	・令和9年までに、新規就農者を3名採用する。(5年度1名、7年度1名、9年度1名) ・令和9年度までに、新法人を設立する。 ・令和8年度までに、新規就農者(設立予定新会社)に、30haの圃場を準備する。 ・借入圃場は、随時、圃場の集積・集約・整備を進める。 ・今後の農地集積、農地付加価値向上を図るため、不耕作地の解消、水路のコンクリート化、転作用圃場整備に継続して取り組む。
担い手の分散錯圖を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	現在まで地域の農地、その隣接する周辺農地を集積対象として進めてきたが、農地中間管理機構の対象外(白地地域、都市計画区域)や住宅隣接地が多く、複合化、圃場整備を実施しても、不耕作地、狭小面積圃場が原因で、農地の借入れ速度に合わない状況が続き、コスト面でも継続が難しい状況となっている。 今後、新会社設立にあたり、農業振興地域中心に集積し、新規就農者の育成の場、独立の場を提供するため、管理農地の広域化、集積を図りたい。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]	○	

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

[国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができま

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 [令和3年度]		計画 [令和8年度]		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化	○	1. 個の農業経営を基本として、離農した農業を継続するため、個人及び集団や会社を設立し地域農業を継続する形が当地区の進むべき方向ととらえている。会社形態ですべてをまかなうことはできず、会社のみが農業に係わり、その判断が地域のすべてになることは好ましい状況ではないと思う。地域との協業体制構築を進めていく。肥料や農薬の物流の効率化・低コスト化・環境対策(大型梱包容器による直送方式)、各戸配送、各戸散布方法のシステム共有化、協議会設立による共同防除体制の構築がまず必要となる。今期計画年中に確立する。 2. 中心経営体は、規模にあった農地の集積、圃場の拡大と整備、水路のコンクリート化、転作田への圃場改良、不耕作地の解消、複合経営の取組継続、これらを法人の収益および多面的事業で計画的に実施していく。 3. 中心経営体は、新規就労者の雇用と、研修生の受け入れを行う。今後、継続した農業経営の取組みを進めるうえで、5年後をめどに研修、実務を通じて新たな担い手となるよう育成する。職員として採用し、将来の資本金を準備する財形システムや、組織運営の研修、複式簿記の理解、人事管理、農業機械の点検メンテナンス等、実務を通じて習得させ、農業生産で経営できる新体制の会社の設立を目指す。 4. 担い手が地域で定着すれば何ら農業経営に支障はないが、生産基盤(圃場、生産機械、施設)もなく、投資コストもかかる新規就農者は、就農が難しく、組織化されたところから係わりを持つ機会がないことは先の予測ができないのではないかと。農業にかかわる新規就労者はほとんどが園芸施設農業にかかわり、偏りが生じているように感じる。研修、実務期間中に、生産基盤がある程度整い、資本金も備蓄されれば大規模化、システム化、効率化された農業も視野に入れ、農業経営の選択肢の中に入るのではないかとと思われる。その窓口を法人が担う体制整備の必要性を強く感じている。 5. 定年就労、就職困難者の採用は、働く場として生かせるよう中心経営体で技術的に確立した複合生産体系を整備し、運営に支障が生じないよう整備をすすめる。 6. 加工事業については、地域内の野菜生産から加工まで、女性参画をさらに進め拡充していく。
複 合 化	○	
6 次 産 業 化	○	
高 付 加 価 値 化	○	
新 規 就 農 の 促 進	○	
その他	○	

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ヶ崎町	9 藤巻	平成25年3月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状【令和4年度】		計画【令和8年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スーパージョーブル資金の金利負担軽減措置	経営体育成事業	その他()	
認農		44	1名(2名)	無	水稻	40.0 ha	水稻	40.0 ha	有	低コスト化	平成31年度		○			
認農		44	2名	無	水稻	16.0 ha	水稻	16.0 ha	無	低コスト化	平成31・36年度		○			
認農		44	2名	有	水稻	7.9 ha	水稻	7.9 ha	無				○			
		44	1名	無	水稻	3.0 ha	水稻	3.0 ha	有							
認農		44	2名	無	水稻	8.0 ha	水稻	8.0 ha	無	低コスト化	平成31年度					
		44	2名	無	水稻	4.3 ha	水稻	10.0 ha	有					○		

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている/担い手はいるが十分ではない/担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	農地中間管理機構を活用する。 多額の資金が必要であるが圃場の大区画模索。 農業をしている子弟が会社定年退職した時点で担い手になる望みあり。
担い手の分散錯圃を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	農地中間管理機構から農地の貸人があると話されても、圃場の状態などがあるので一概に借りるとは言えない。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 【令和4年度】		計画 【令和8年度】		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	オ	水稻	1.8 ha	水稻	1.8 ha	ha		ha
	オ	水稻	0.35 ha	水稻	0.35 ha	ha		ha
	オ		ha		ha	ha		ha
	オ		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		<平成29年度2月アンケートより> ・農地中間管理事業を活用し圃場を集約、「大規模大区画化等」し、作業効率を良くし働きやすい環境を整える。 ・米+α(野菜等)の複合化により収益の高い農業経営の必要がある。 <平成25年2月アンケートより> 1 農業従事者の多くは、「地域農業は既に多くの問題(農業従事者の高齢化と人材不足、耕作放棄地の増大など)を抱えている」との認識を示している。 2 地域農業を継続するため、「農地の集積」や「中心となる農業従事者(法人と個人経営者)を育てる」と、「さらには「新たな若い就農者の受け入れ」が必要との考えが多く示されている。 3 地域では、法人(集落営農組織⇒農事組合法人)と個人経営者(大規模営農)双方に「地域の中心的な農業従事者」としての役割を期待している。 <令和2年アンケートより> 助成について、規模が大きいところだけでなく、小規模の所においても経営上、助成が必要なのでもう少し活用しやすいようにしてもらいたい。
複 合 化	○	
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進	○	
そ の 他 []	○	

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ケ崎町	10 御免	平成25年11月	令和4年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状【令和2年度】		計画【令和6年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就業・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha, 頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha, 頭数等)				青年就業給付金(開始型)	スーパージョブの創出・担い手育成	経営体育成支援事業	その他()	
認農		才	2名	無	水稻	17.5ha	水稻	20.0ha	○			○	○			
認農		才	3名	有	水稻、飼料、作物	6.0ha	水稻、飼料、作物	7.0ha				○	○			
認農		才	2名	有	水稻	4.5ha	水稻	5.0ha				○	○			
認農		才	2名	有	水稻	6.0ha	水稻 アスパラ	7.0 0.1ha	○	複合化 低コスト化	31 30	○	○			H30 コンパイン
		才	2名	有	水稻 ナス	28 0.75ha	水稻 ナス	4.0 0.75ha				○	○			
		才	2名	有	水稻	4.0ha	水稻 ピーマン	5.0 0.6ha				○	○			
認農		才	2名	有	水稻	9.0ha	水稻	15.0ha				○	○			

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農：氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就業・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	農地中間管理機構を活用する
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に自由に記載]		

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける		
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます〕

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 〔令和2年度〕		計画 〔令和6年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		集落では、水稻農家が大半である。60歳未満の比較的若い農業者がいるが、集落内の農業者の半分以上が後継者の目途が立っていない。若い農業者は兼業農家であり、仕事と農業のバランスが難しい状況。当面は、自分の農地は自分で守っていくが、将来的には、中心となる経営体に農地を集約していくことを検討していく。さらに、耕作放棄地の解消に努める。
複合化	○	
6次産業化		
高付加価値化		
新規就農の促進		
その他[集積]	○	

(参考様式1)

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	最新更新年月
金ケ崎町	72.高谷野	平成25年2月	令和5年3月

1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状【令和4年度】		計画【令和8年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)				青年就農給付金(開始型)	スタート資金の負担軽減措置	経営体育成支援事業	その他	
		才	2名	有	水稻	3ha	水稻	4.0ha	なし				○			
		才	2名	有	水稻	3ha	水稻	4.0ha	有				○			
		才	2名	有	水稻	2ha	水稻	3.0ha	なし				○			
		才	2名	有	水稻・アスパラ	4ha	水稻・アスパラ	4.0ha	有				○			
認識		才	2名	有	水稻	5.8ha	水稻	6.6ha	有				○			
		才	2名	有	水稻 なす	2.6 1.3ha	水稻 なす	7.4 2.3ha	なし				○			
認識		才	2名	有	水稻 大豆 野菜	40.2ha	水稻 大豆 野菜	58.8ha	有							
認識法		才	4名	—	水稻 野菜	47.0ha	水稻 野菜	50.0ha	無				○		○	L資金、S資金

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地域農業の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。また、認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいたら、それらの経営体の意向を確認したうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認識」、法人は「法」、集落営農は「業」、認定新規就農者は「認識」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認識(氏名)」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する限単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

2. 1から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている/担い手はいるが十分ではない/担い手がない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	農地中間管理機構を活用する
担い手の分散錯圖を解消する		
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する		
耕作放棄地を解消する		
その他[右欄に自由に記載]	○	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に自由に記載]		

5. 近い将来農地の出し手となる者と農地 [国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。]

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 [令和4年度]		計画 [令和8年度]		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)		
取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化	○	当集落は、水稻が主な作目であり、その中で転作作物として、アスパラガス、大豆の作付を小規模に行っている地域である。今現在、水稻を栽培している農家は28戸程度で、すべて個人の経営体である。今後の一番の問題は、やはり後継者問題であります。集落営農等のあり方について検討していく必要があると考える。
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 []		